

2019年（令和元年）12月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

公用自動車の管理の総括に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2019年（令和元年）9月27日付けで諮問（第994号）された公用自動車の管理の総括に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について，次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (4) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは，適当であると認められる。
- (6) 条件については，「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由，目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由並

びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市における公用車については、藤沢市自動車管理規則にのっとり、日頃から安全運転に努めているが、その一方で、走行中の交通事故は、毎年50件前後発生している（平成27年度50件、平成28年度43件、平成29年度49件、平成30年度64件）。交通事故の多くは、使用頻度の高い塵芥収集車や軽自動車である。

現在、交通事故が発生した場合、運転員が負傷者の救護及び危険防止措置、警察及び消防への通報と事務所への連絡並びに状況説明、記録及び事故報告書の作成を行い、管理職による事故後の運転員への教育指導や事故要因分析を実施している。併せて契約保険会社への報告により示談交渉を依頼している。過失割合については、判例を基準にしているが、双方の意見の相違などで折り合わないケースもあり、事故状況の確認や原因を分析するための情報が不十分な状況にある。

このため、公用車にドライブレコーダーを設置することにより、事故に結びつく事例の状況確認及び原因究明をし、事故防止対策や交通安全教育に活用したいと考えている。また、必要時には、警察等に画像を提供することにより、事故状況のより確実な原因究明が可能になると考えられる。

ドライブレコーダーの設置については、公用車（共用自動車）3台は2017年（平成29年）10月12日付け答申第885号、公用車（専用自動車）5台は2019年（令和元年）8月9日付け答申第934号で認められているが、あおり運転や高齢者ドライバーの急増など社会情勢の変化による事故の多発などの要因により、答申されている公用車を除く全公用車へのドライブレコーダー設置の必要性についても高いことから、全公用車及び今後導入する公用車の包括的な取扱いについて、条例第10条、第12条及び第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

ドライブレコーダーの画像データの収集の目的は、交通事故の状況把握をするため記録として行うものであり、本人の同意を得て収集する方法では、この目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

ドライブレコーダーの画像データ

(3) 個人情報を本人以外のものから収集ことに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、画像データであり、撮影する場所については、不特定の対象場所となるため、撮影及び録

画以前にあらかじめ本人に個別に通知することは困難であるため、個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知は省略する。

なお、ドライブレコーダー搭載車両の前面には、「ドライブレコーダー搭載車両」と目立つ様に表示し、市民が容易に認識できるよう配慮する。

(4) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 個人情報を目的外に提供する必要性

刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく画像データの提供依頼は、正当な請求権を有した司法警察員等によって行われるものであり、公共の福祉と法の維持のため、当該照会の正当性及び公益性が認められ、交通事故等の公平性の判断につながるものである。

また、当該事件の解決には、提供依頼に対する早急な対応を必要とすること及び目的外提供を受けようとするものにとって、当該提供を受ける方法以外に情報を入手する手段がないことをドライブレコーダー管理責任者である管財課長（以下「管理責任者」という。）が判断した場合に限り、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続を経ることなく個人情報を目的外提供できるものとする包括的な取扱いをする必要があると判断したものである。

なお、証拠物件として司法警察等へ提供した画像については、6ヶ月保存することとする。画像の保存及び情報提供の必要時の検索・出力以外には使用しない。

イ 目的外の提供先

司法警察員としての職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

ドライブレコーダーの画像データ（「衝撃録画」によって録画された必要最小限の画像）

(5) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

事故等で個人が特定できる場合には、本人通知をするが、ドライブレコーダーの撮影区域には不特定多数の者が立ち入るため、当該画像データでは個人を特定することが困難であるときは、通知の送付先が特定できないため、管理責任者の判断のもと、本件に係る本人通知を省略することとしたい。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

記録した映像のデジタル録画、一定の保存期間が経過したデータの自動処理及び録画映像処理用パソコンによる、映像出力処理のためのコンピュータによる処理が必要である。

イ コンピュータ処理を行う個人情報の項目

ドライブレコーダーの画像データ

車両前面ガラスにカメラ内蔵のドライブレコーダー本体を貼付し、マイクロSDカード（8G）にて記録する。画像データは原則60分毎に順次上書きされる。事故発生時の衝撃時には別途記録される。

ウ システムの機器構成

(ア) 機種

「記録媒体使用機種」のとおり

(イ) 記録内容

画像（車両前方横約100度，縦約80度の範囲），撮影日時，車速

(ウ) 撮影箇所

公用車の移動範囲全域

エ 安全対策及び日常的な管理体制

安全対策としては，管理責任者又は管理責任者の許可を得た者以外には，録画機器の使用ができないよう使用者を制限する。また，パスワードを入れないと画像データを見ることができない設定にする。

日常的な管理としては，条例の定めるところに従い，適正に取り扱い，藤沢市公用車ドライブレコーダー運用基準を定め管理を行う。

なお，設置機種は，画像の編集，加工を行うソフトは搭載されていない。

(7) 実施時期（予定）

2019年（令和元年）12月以降

(8) 添付書類

ア 藤沢市自動車管理規則

イ 藤沢市公用車ドライブレコーダー運用基準（案）

ウ ドライブレコーダーによる映像について，捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン

エ 記録媒体使用機種

オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，「1 審議会の結論」(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では，ドライブレコーダーの画像データの収集の目的は，交通事故の状況把握をするため記録として行うものであり，本人の同意を得て収集する方法ではこの目的を達成することが困難である，としている。

以上のことから判断すると，個人情報を本人以外のものから収集

する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報は、画像データであり、撮影する場所については、不特定の対象場所となるため、撮影及び録画以前にあらかじめ本人に個別に通知することは困難である、としている。

なお、ドライブレコーダー搭載車両の前面には、「ドライブレコーダー搭載車両」と目立つ様に表示し、市民が容易に認識できるよう配慮する、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく画像データの提供依頼は、正当な請求権を有した司法警察員等によって行われるものであり、公共の福祉と法の維持のため、当該照会の正当性及び公益性が認められ、交通事故等の公平性の判断につながるものである。また、当該事件の解決には、提供依頼に対する早急な対応を必要とすること及び目的外提供を受けようとするものにとって、当該提供を受ける方法以外に情報を入手する手段がないことを管理責任者が判断した場合に限り、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問の手続を経ることなく個人情報を目的外提供できるものとする包括的な取扱いをする必要性がある、としている。

なお、証拠物件として司法警察へ提供した画像については、6ヶ月保存することとし、画像の保存及び情報提供の必要時の検索・出力以外には使用しない、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供する必要性があると認められる。

(4) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、事故等で個人が特定できる場合には、本人通知をするが、ドライブレコーダーの撮影区域には不特定多数の者が立ち入るため、当該画像データでは個人を特定することが困難であるときは、通知の送付先が特定できないため、管理責任者の判断のもと、本件に係る本人通知を省略することとしたい、としている。

以上のことから判断すると、個人を特定することが困難であるときは、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(5) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、記録した映像のデジタル録画、一定の保存期間が経過したデータの自動処理及び録画映像処理用パソコンによ

る、映像出力処理のためのコンピュータによる処理が必要である、としている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として、次の措置を講じているとしている。

管理責任者又は管理責任者の許可を得た者以外には、録画機器の使用ができないよう使用者を制限する。また、パスワードを入れないと画像データを見ることができない設定にする。日常的な管理としては、条例の定めるところに従い、適正に取り扱い、藤沢市ドライブレコーダー運用基準を定め管理を行う。

なお、設置機種は、画像の編集、加工を行うソフトは搭載されていない。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

(6) 条件について

「ドライブレコーダーによる映像について、捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項に基づく照会を受けた場合の取扱いに関するガイドライン」の「公用車両等」を「公用車両」に、「交通事故」を「交通事故等」に改め、「2 個人情報目的外提供」に公用車両の交通事故等に関する捜査照会の犯罪類型の項目を立て、明記することを条件とする。

以 上